

仕 様 書

1 件 名 江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場で使用する電力
(複数単価契約)

2 履行場所 千葉縣市川市福栄四丁目 3 2 番 2 号
江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場

3 履行期間 平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

4 仕 様

(1) 電気方式等

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧 (標準電圧)	6 0, 0 0 0 ボルト
ウ 計量電圧 (標準電圧)	6 0, 0 0 0 ボルト
エ 標準周波数	5 0 ヘルツ
オ 受電方式	常時・予備 2 回線受電
カ 自家発電設備	あり (非常用、系統連系なし)
キ 蓄熱設備	なし

(2) 契約電力等

ア 契約電力 常時電力	7, 944 キロワット
予備電力 (予備線)	7, 944 キロワット

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。予備電力は、常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給に充てるため、常時供給変電所から予備電線路により常時供給電圧と同位の電圧で供給するものとする。)

イ 予定使用電力量	5 6, 3 7 7, 2 0 0 キロワット時
-----------	--------------------------

(月別の予定使用電力量は別紙のとおり。なお、予定使用電力量は確約する使用電力量ではないので、増減を生じる可能性がある。)

(3) 電力量等の検針

ア 自動検針装置	有
イ 電力会社の検針方法	遠隔自動検針
ウ 計量器の構成	屋内耐候形電力需給用複合計器 (通信機能付、精密級) 交流 3 相 3 線式 110 ボルト 5 アンペア 50 ヘルツ パルス定数 50, 000 パルス/キロワット時 V C T 66, 000/110 ボルト 200/5 アンペア

(4) 需給地点

需要場所における千葉県の施設した壁抜きブッシング端子と東京電力パワーグリッド(株)の架空引込線との接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

5 その他

(1) 非常用発電機を次のとおり1台設置している。

6, 0 0 0キロボルトアンペア 1台

(2) 使用期間中力率97%を保持する予定である。

(3) 契約の履行のため、千葉県所有の土地を使用して設備を設置し、又は千葉県所有の施設を使用する場合は千葉県の承認を得た上で無償で使用する事ができる。

(4) 各月における時間帯別使用電力量を翌月初旬に報告すること。

(5) 消費税率の変更について

資産の譲渡等に係る消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更により、契約単価に変更が生じる部分については、後日、変更契約を締結する予定である。このため、契約希望金額の算出に当たっては、実際に適用される見込みの消費税率にかかわらず、この課税取引の全体に消費税率8パーセントが適用されるものとして算出すること。

別紙

平成 3 1 年 度 予 定 使 用 電 力 量

江戸川左岸流域下水道江戸川第二終末処理場

年 月	予定電力量 (キロワット時)	適用区分別内訳 (キロワット時)				その他
		ピーク時間	夏季昼間時間	その他季昼間時間	夜間時間	
平成 3 1 年 4 月	4,645,000			2,179,300	2,465,700	
平成 3 1 年 5 月	4,745,400			2,027,500	2,717,900	
平成 3 1 年 6 月	4,507,800			2,256,000	2,251,800	
平成 3 1 年 7 月	4,783,100	463,600	1,785,100		2,534,400	
平成 3 1 年 8 月	4,706,900	479,300	1,818,000		2,409,600	
平成 3 1 年 9 月	4,680,500	458,300	1,712,200		2,510,000	
平成 3 1 年 1 0 月	5,060,500			2,384,300	2,676,200	
平成 3 1 年 1 1 月	4,460,300			2,066,600	2,393,700	
平成 3 1 年 1 2 月	4,685,900			2,125,000	2,560,900	
平成 3 2 年 1 月	4,740,400			2,023,200	2,717,200	
平成 3 2 年 2 月	4,471,500			2,058,600	2,412,900	
平成 3 2 年 3 月	4,889,900			2,379,500	2,510,400	
合 計	56,377,200	1,401,200	5,315,300	19,500,000	30,160,700	

<適用区分の定義>

夏 季 : 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間

その他季 : 4 月 1 日から 6 月 3 0 日まで及び 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間

ピーク時間 : 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間。ただし、休日等に定める日に該当する時間を除く。

昼間時間 : 毎日午前 8 時から午後 1 0 時までの時間。ただし、ピーク時間及び休日等に定める日に該当する時間を除く。

夜間時間 : ピーク時間及び昼間時間以外の時間

休日等 : 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 3 0 日、5 月 1 日、5 月 2 日、
1 2 月 3 0 日及び 1 2 月 3 1 日